

高知県立図書館の管理運営に関する規則をここに公布する。

○高知県立図書館の管理運営に関する規則

(昭和 52 年 3 月 29 日教育委員会規則第 3 号)

改正 平成 2 年 3 月 28 日教育委員会規則第 4 号 平成 4 年 6 月 26 日教育委員会規則第 11 号
平成 6 年 9 月 20 日教育委員会規則第 8 号 平成 9 年 7 月 1 日教育委員会規則第 17 号
平成 12 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号 平成 20 年 2 月 8 日教育委員会規則第 2 号
平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号

高知県立図書館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立図書館(第 9 条ただし書、第 11 条第 1 項及び第 13 条第 1 項を除き、以下「図書館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第 2 条 図書館の利用時間は、次の表に定めるとおりとする。

閲覧室	火曜日から金曜日まで午前 9 時から午後 7 時まで 日曜日及び土曜日 午前 9 時から午後 5 時まで
子ども読書室	午前 9 時から午後 5 時まで

2 高知県立図書館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。この場合において、館長は、あらかじめ利用者に対し、その旨を掲示しなければならない。

(休館日等)

第 3 条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで
- (4) 資料整理日(1 月から 11 月までの各月の最後の金曜日及び 12 月 28 日)
- (5) 資料特別整理期間(春季 2 週間以内で館長が定める日)

2 館長は、特別の事情により必要があると認めるときは、臨時に図書館を休館し、又は前項の休館日に図書館を開館することができる。この場合において、館長は、あらかじめ利用者に対し、その旨を掲示しなければならない。

(図書館の利用)

第 4 条 図書館を利用しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

(館内利用の資料数)

第 5 条 利用者が図書館内(次条において「館内」という。)で同時に利用することができる資料の数は、図書等(図書、雑誌、新聞、官公報類、古文書等をいう。以下同じ。)にあっては 10 点以内、その他の資料(視聴覚資料、マイクロフィルム等をいう。第 8 条に

において同じ。)にあっては10点以内とする。ただし、館長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(館内利用の場所)

第6条 利用者が館内で資料を利用しようとするときは、所定の場所において当該資料を閲覧しなければならない。

(資料の館外利用)

第7条 図書館外(以下「館外」という。)で資料を利用することができる者は、県内に住所又は居所を有する者とする。ただし、県外に住所を有する者であって、館長が適当であると認めたものについては、この限りでない。

2 利用者が、次条の規定にかかわらず、貸出期間が6月を超えても資料を返却しない場合は、当該利用者は、新たに館外で資料を利用することができない。

3 館長は、利用者が高知市立市民図書館の資料を高知市立市民図書館外で利用している場合において、当該資料を貸出期間が6月を超えても返却していないことが判明しているときは、新たに館外で資料を利用させないことができる。

(館外利用の資料数等)

第8条 利用者が館外で同時に利用することができる資料の数は、館長が必要があると認めた場合を除き、図書等にあつては20点以内、その他の資料にあつては10点以内とし、貸出期間は、2週間以内とする。ただし、当該利用者が高知市立市民図書館の資料を高知市立市民図書館外で利用する場合にあつては、館外で同時に利用することができる資料の数は、館外で利用する図書館の資料の数に当該高知市立市民図書館外で利用する高知市立市民図書館の資料の数(当該資料に係る図書等及びその他の資料の区分については、図書館における資料の区分と同様とする。)を加えることとし、その加えて得た数が図書等にあつては20点以内、その他の資料にあつては10点以内とならなければならない。

(館外利用の制限)

第9条 次に掲げる資料は、館外においてこれを利用することができない。ただし、図書館、公民館、官公署、学校その他の公共的団体であつて、特別な理由により館長が必要があると認めたものに対しては、条件を付してこれを貸し出すことができる。

- (1) 貴重資料及び参考資料
- (2) 郷土資料(貸出対象資料を除く。)及び寄託資料
- (3) 各種新聞及び官公報類
- (4) 古文書
- (5) マイクロフィルム
- (6) 現に展示している資料

(入館の制限等)

第10条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、図書館への入館を禁じ、又は図書館からの退館を命ずることができる。

(1) 図書館の施設、設備若しくは資料を損傷するおそれのある者又は他の利用者に迷惑をかけるおそれのある者

(2) 前号に掲げる者のほか、図書館の管理上必要な指示に従わない者
(団体貸出し)

第11条 高知県立図書館の図書等は、図書館、公民館、官公署、学校その他館長が適当であると認めた団体にこれを貸し出すことができる。

2 前項の規定に基づく団体への貸出し(次条において「団体貸出し」という。)を利用しようとする団体は、館長の定める手続によらなければならない。

(団体貸出しの図書等数等)

第12条 団体貸出しができる図書等の数は、館長が必要があると認めた場合を除き、1回について50点以内とし、貸出期間は、1月以内とする。ただし、当該団体が高知市立市民図書館の図書等について団体貸出しと同様の貸出しを利用する場合にあっては、同時に利用することができる図書等の数は、団体貸出しを利用する図書館の図書等の数に当該高知市立市民図書館の図書等の数を加えることとし、その加えて得た数が50点以内とならなければならない。

(自動車文庫)

第13条 高知県立図書館に自動車文庫を設け、県内の図書館、公民館、官公署、学校その他館長が必要があると認めた団体を定期巡回し、高知県立図書館の資料を貸し出すことができる。

2 前項の自動車文庫を利用しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

(自動車文庫の貸出資料数等)

第14条 前条第1項の自動車文庫において貸し出すことができる資料の数は、館長が必要があると認めた場合を除き、1回について200点以内とし、貸出期間は、次回の巡回日までとする。

(損害賠償)

第15条 利用者は、図書館の資料を損傷し、又は滅失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、館長の指示に従い、現品又は相当の代替品をもって弁償しなければならない。ただし、損傷又は滅失の原因が不可抗力によるものと館長が認めた場合は、この限りでない。

(資料の寄贈等)

第16条 館長は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 図書館に、資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、館長の定める手続によらなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、高知県教育長の承認を得て館長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
(旧規則の廃止)
- 2 高知県立図書館運営規則(昭和 29 年高知県教育委員会規則第 4 号)は、廃止する。

附 則(平成 2 年 3 月 28 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 6 月 26 日教育委員会規則第 11 号)

この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 20 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 7 月 1 日教育委員会規則第 17 号)

この規則は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 8 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。